

令和7年度 第1回 萩丘小学校運営協議会

日時：令和7年5月12日

14:30～16:00

会場：萩丘小学校 会議室

<次第>

1 開会 (司会：教頭)

2 会長挨拶

3 校長挨拶

3 新規委員任命書交付及び自己紹介

4 浜松市学校運営協議会則確認

5 副会長、議長の選出

6 令和6年度協議会自己評価の確認

7 熟議 (司会：議長)

(1) 学校運営の基本方針について確認 (校長)

(2) いじめ防止等のための基本方針の確認 (校長)

(3) 本校のコミュニティ・スクールの取り組みについて確認 (大村)

(4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について (教頭)

(5) 学校運営協議会今年度の目標決定

8 報告

9 閉会

10 次回の開催予定

9月4日(木)	第2回学校運営協議会	14:30～(予定)
11月17日(月)	第3回学校運営協議会	14:30～(予定)
2月16日(月)	第4回学校運営協議会	14:30～(予定)

令和6年度
萩丘小学校運営協議会 名簿

萩丘小学校運営協議会委員

No.	氏名	役職等
1	鈴木 莞爾	萩丘小学校運営協議会 会長
2	森 健	萩丘小学校運営協議会 副会長 PTA会長
3	長谷 明浩	前学校支援コーディネーター
4	岡本 護	萩丘小学校区よい子を育てる会 会長 幸自治会長
5	大橋 邦久	地域住民 元小学校長
6	渡邊 貴子	主任児童委員
7	北田 由美	学校支援コーディネーター
8	増崎 桂	学校支援コーディネーター
9	門奈 正洋	地域サポートクラブ

オブザーバー

No.	氏名	備考
1	嶋田 哲也	北部協働センター 所長

CSディレクター

No.	氏名	備考
1	鈴木 かおり	萩丘小学校 校務アシスタント

学校担当職員

No.	氏名	役職・担当
1	須藤 邦夫	校長
2	中村 隆紀	教頭
3	大村 直弘	主幹教諭 教育課程担当 CS担当
4	加藤 竜男	生徒指導主任 検証・評価担当 CS担当教員

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度 第4回 萩丘小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月17日（月） 14時30分～16時
 - 2 開催場所 萩丘小学校 会議室
 - 3 出席委員 鈴木 莞爾、鈴木 健太郎、長谷 明浩、岡本 譲、大橋 邦久、
渡邊 貴子、門奈 正洋、北田 由美、増崎 桂
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 オブザーバー 鈴木 克隆（北部協働センター） 森本 岳二（学校評価者）
 - 6 学校 須藤 邦夫（校長）、袴田 洋史（教頭）、太田 健太郎（主幹）、鈴木 かおり
（CSディレクター）
 - 7 傍聴者 なし
 - 8 会議録作成者 CSディレクター 鈴木 かおり
 - 9 議長選出 司会から、長谷委員を推挙する旨の発言あり、全員異議なくこれを承認した。
 - 10 協議事項
 - （1）学校関係者評価
 - （2）令和7年度学校運営の基本方針の説明
 - （3）令和6年度運営自己評価
 - 11 報告
 - （1）夢育やらまいかCS加算分の報告
 - （2）令和6年度コミュニティ・スクールの取り組みについて
 - （3）その他
 - 12 会議記録 委員全員出席があり、過半数に達しているため会議成立している旨の報告があった。
- 【協議事項】
- （1）学校関係者評価
主幹より令和6年度学校評価報告書に基づいて報告があった。

- * 地域性、学校の特徴なのか協調性、チームとしての活動は高く評価できる。課題としては子どもの自立する力が弱い。勉強環境においても、誰か何かのせいにする。勉強は自らするもの。友達がやるからではない。協調性が変な働きをすることがある。自分のレベルを下げることになる。挨拶ができないこともそれにつながる。保護者のポイントが低いのもそのせいでは。失敗があるから成功が体験できる。失敗が大切。(門奈委員)
- ・ 失敗は大切。運動会、学習発表会、子どもたちで考え実行していく。当日成功するために失敗を体験しながら考える。行事だけでなく日々の活動でも体験していく。(主幹)
- ・ いまの子は、失敗しない。保護者が手を出しすぎてしまう。失敗して成長するのもいい(長谷委員)
- * コロナ インフルエンザなどで休んで成績に影響はあるのか。(岡本委員)
- ・ 6 年會食でも、マスクを外さない、外せない子がいる。コロナの影響が大きく残っている。失敗を怖がっている。大人も失敗を避けようとしている。チャレンジの機会も減り、レベルも下げる。アフターコロナとしてのケアをする必要がある。(校長)
- * 子どもの、地域との関わりはどうか。(岡本委員)
- ・ 祭りに参加したという声は聞く。地域に関わりながら大きくなっていく。(校長)
- ・ あまり積極性がない。PTA の地域での活動もあまり活発ではない。活動を盛り返そうとしているが一度下げてしまったものは難しい。(岡本委員)
- ・ 地域が安定しているので、子どもたちが安心して活動している。他地域より萩丘小校区はよく頑張っている。(校長)
- ・ 幸會館で、子どもたちが遊んでいた。書道教室があったり、管理人さんがいたり、ほのぼのと地域と触れ合っていた。(教頭)
- ・ よい環境ではあるがルールを守ることが必要。(岡本委員)
- * 自己評価アンケートでは、子どもと保護者のポイントの差が大きい。子どもは考えようとしているのに。考える、考えようとしていると成果は違う。アンケートとしては難しいのでは。あいさつにしても、子どもとして、保護者としての 100 点満点の姿の捉え方が違いすぎるのでは。子どもは努力しているがまわりはみとめていない構図。子どもは安全面から誰にでもあいさつはできない。(渡邊委員)
- ・ 大人が進んであいさつすれば子供もする。マスクをしていて聞こえないこともある。(鈴木莞爾委員)
- ・ 知らない大人にするのは難しい。学校ではどう教えているのか。(長谷委員)
- ・ 登下校、旗振りの方にはあいさつするよう指導しているが。(校長)
- ・ 大人と子どもとは評価基準が違う。その都度、大人はこう見ているよ。ということを伝えていかなければならない。「律」の自律心も大切だと思う。自分を抑えたり我慢したりも必要。子どもができていなくても、できていないことが多い。発表会など静寂が求められている場でざわざわしていたり判断の基準がちがう。その場で言って気づかせ、成功させ、すぐ褒める取り組みが必要。(大橋委員)

(2) 令和7年度学校運営の基本方針の説明

校長よりグランドデザイン資料に基づいて説明があった。

* よりよく学ぶ力

- ①基礎基本を徹底させると子どもが逃げてしまう。どこまでの学びを求めているか、親の力が強くなっている。身につけないといけない力が弱くなってきている。子どもの能力を高めるため基礎基本をもう一度見直す。
- ②先を見通せないと不安がる子どもが増えてきている。「次回の楽しみ」にすると不安になる。すべてを明らかにして不安を持たせない。
- ③人や物事と関わるのが課題。自分から関わっていかうという力が必要。

* かかわる力

- ①あいさつも学校だと頑張るが、地域の人、保護者、評価基準が違う。どの場面でもあいさつが出来るように。
- ②失敗を恐れる。褒められないと自信を持てない。一人一人褒めるポイントはある。しかし、叱るところはしっかり叱る。
- ③人を意識しながら活動していく。自立にも関わっている。

* ふみだす力

- ①自分で目標を持ち、自分で計画、実践力を身につける。

* なりたい自分を考える力

- ①自律につながる。友達、学級、学年間のつながり方、在り方。今の自分はどうかだったか、自他ともに評価を得て振り返る。

* 協議会について校長より

熟議の設定は、学校の課題を出せば熟議になる。報告だけでは熟議に至らない。課題を出して相談していく。メンバーの意見を聞ける場にしていく。

他校 PTA の下がっている参加率

ぬくもりルームの運営は苦しいが、場は必要

不登校児童へのアプローチはどうするか

- ・不登校はどうなっているか。地域として対応は難しい。(長谷委員)
- ・家族と連絡が取れないということはないが。(校長)
- ・鈴木莞爾委員より、実際対応した事例について説明があった。保護者の生活が安定しないと子どもも安定しない。
- ・不登校児童が地域にもいることを分かってもらえたら。(校長)
- ・民生委員は、分かっているのか。(長谷委員)
- ・不登校については出ていない。学校からリストを出してもらえば相談窓口になれる。学校としてどこまで民生委員に開示するかで変わる。(渡邊委員)

- ・民生委員も家庭の中まで入れないのか。(鈴木莞爾委員)
- ・入らないようにしている。(渡邊委員)

(3) 令和6年度学校運営協議会自己評価

教頭より、自己評価表資料を基に意見を求める発言があった。

*評価項目1

- ・個人ではなく協議会なので出来たと思う。(渡邊委員)

*評価項目2

- ・萩サポ、PTA、くすのき各々の活動があり基本方針に沿って尽力いただいた。(校長)

*評価項目3

- ・学校支援活動萩サポ、見守り隊、学習スタディサポート、子どもたちにいろいろな支援をいただいている。(教頭)
- ・萩サポでお便りを作って発信している。回覧、入学前説明会、PTA 総会にも CS だよりを通じて発信。(北田委員)
- ・くすのきの定例会でメンバーと情報共有させてもらっている。定例会での内容を、次の協議会で発信させてもらっている。(門奈委員)

*評価項目4

- ・熟議ができる問題提起をしていきたい。(教頭)

【報告】

(1) 夢育やらまいか CS 加算分の報告

教頭より、市から資金をいただき外部講師代としていると説明があった。

(2) 令和6年度コミュニティ・スクールの取り組みについて

*北田委員より取り組みについて説明があった。

- ・ものづくりサポーター協力による「はぎるん&くすじい」モザイクアート製作について説明。六送会に向け子どもたちと昼休み作業。式典などで展示予定。
- ・今年度の学習支援については、支援内容が学年で異なるため、学年ごと支援内容の確認、来年度の打ち合わせの準備を行った。
- ・学習支援 3学期活動報告
「3年図工くぎ打ちトントン」金槌の使い方、釘の打ち方、道具の特徴と作る楽しさ、木材の種類の違いから道具の工夫を学ぶ。
「2年国語スーホの白い馬」モンゴル遊牧民の暮らしについて話を聞いた。馬頭琴を見たり演奏体験をした。保護者へ授業を公開。

*増崎委員より学習支援活動報告資料を基に説明があった。

- ・スタサポ参加者に授業の目的、必要性が伝わりにくいところがあった。来年度から学校と

議長により閉会

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(萩丘小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

学校教育目標「いい顔 いい友 いい学校」にそった学校運営方針に基づく支援活動を実施していく。そして、活動を積み上げてきた実践を大切にして今後につなげていく。また、十分な発信をしていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

学校の重点目標、付けたい力について子供たちに分かりやすい言葉を使って周知させるなど、具体的な方策が示され、熟議が進んだ。

学校の重点目標、付けたい力についてグランドデザインをもとに具体的に説明され、確認しながら熟議を進めることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

学校支援活動においては、萩っ子サポーターズクラブが中心となり学校、家庭、地域が協力し合い「スタサポ、ものサポ、シャワーズ、登下校の見守りなど」で子供たちに必要な支援が行われていることの報告と確認、相談がよくできている。

地域サポート団体「くすのき」を今年度から立ち上げ、学校支援体制について議論を行い、教育活動の充実につながっていけるようにしている。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

コミュニティスクールだよりで最新情報を掲載し、保護者に配布したり、地域の回覧で回したり、学校のホームページにも掲載することで地域発信ができている。また、入学説明会やPTA総会時にも保護者向けに情報発信をしている。

地域サポート団体「くすのき」では、月一回の定例会で協議会の議事内容について情報発信をしている。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

今後も継続して、学校目標「いい顔、いい友 いい学校」にそった学校運営方針に基づく支援活動を実施していく。そして、活動を積み上げてきた実践を大切にして今後につなげ、発信していく。

(様式1)

令和 7年 5月13日

浜松市立萩丘小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 長谷 明浩 様

浜松市立萩丘小学校運営協議会
会長 鈴木 莞爾

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年 5月12日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

① 萩丘小学校には、学校支援コーディネーターが2人いる。学校支援を充実させるため、その他に「萩っ子サポーターズクラブ」が組織されている。学校の教育活動にそった授業や行事において必要な講師や学習ボランティアを依頼すべきである。

⇒ メンバーは、地域や保護者と連絡を取り、調整を図ったり授業や行事に必要な講師や学習ボランティアの募集、連絡、調整をしたりして活動内容を分担しながら外部との連絡や調整を行う。また、メンバーが講師や学習ボランティアを行う。

